

令和5年度

末広児童館運営協力委員会

田辺市末広町15番33号

TEL：(23)1892

FAX：(23)1893

目 次

1, 運営協力委員及び職員名簿	2ページ
2, 田辺市児童館及び田辺市南松原教育集会所運営協力委員会設置要綱(内規)	3ページ
3, 令和4年度 事業報告	4ページ
4, 各種教室・会議等実施状況	6ページ
5, 活動の成果と課題	7ページ
6, 令和5年度 末広児童館活動方針(案)	8ページ
7, 田辺市児童館条例施行規則	10ページ

末広児童館運営協力委員名簿

(任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

氏 名	関係団体・機関
天満 大二	末広町内会会長
渡邊 匡通	末広町内会三区副区長
野田 泰輔	田辺第二小学校校長
坂本 和也	東陽中学校校長
田上 久仁子	南部地区民生児童委員協議会会長
出羽 礼子	南部地区民生児童委員協議会副会長
名古屋佳代子	南部地区民生児童委員協議会研修部長
山本 勝俊	民生委員・児童委員
北山 裕規	サポートネットみらい会長
西川 禮子	末広楽友会会長
清水 伸一	東陽中学校育友会 末広・磯間・扇ヶ浜地区長
押川 仁	南部公民館館長
堀 正道	田辺市町内会連絡協議会南部ブロック長
玉田 麻弓	みどり保育所所長
榎本 睦	田辺第二小学校学習支援推進教員
濱 小也伽	東陽中学校学習支援推進教員
奥 由佳	みどり保育所家庭支援推進保育士
垣坂 康代	南部地区主任児童委員
生本 裕二	田辺第二小学校育友会会長
八木 潔	東陽中学校育友会会長
辻 将男	みどり保育所保護者会役員
亀田 千里	なんぶ学童保育所主任

末広児童館職員名簿

職 名	氏 名
館 長	出口 順哉
参 事	住山 久雄
職 員	濱本 将光
職 員	岡本 智子

田辺市児童館及び田辺市南松原教育集会所運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市児童館条例施行規則（平成17年田辺市教育委員会規則第28号）第7条第3項及び田辺市南松原集会所管理運営規則（平成17年田辺市教育委員会規則第20号）第7条第2項の規定に基づき、田辺市児童館及び田辺市南松原集会所運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各児童館ごとに教育委員会が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議長は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各児童館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

令和4年度事業報告

月	行 事 内 容	そ の 他 事 業
4	各教室手続日 (23日) ESスポーツ (2日・9日・16日・23日・30日)	教育相談 (7日・21日) 六者会議 (28日) 館内会議 (28日) 相談事業 (2日) 三館会議 (13日)
5	ESスポーツ (7日・14日・21日・28日) 中学生クラブ (28日) 計算教室 (10日・17日・24日・31日) 国語教室 (11日・18日・25日) 英語で遊ぼう (21日)	教育相談 (19日) 館内会議 (12日・26日) サポートネット事務局会 (12日) 六者会議 (26日) 相談事業 (28日)
6	ESスポーツ (4日・11日・18日・19日・25日) 計算教室 (7日・14日・21日・28日) 国語教室 (1日・15日・22日・29日) 英語で遊ぼう (18日) おやつ作り (11日)	教育相談 (2日・16日) 館内会議 (9日・23日) 東陽中学校訪問 (15日) 田二小学校訪問 (16日) 六者会議 (23日) サポートネット事務局会 (2日・16日) 相談事業 (1日) フェスティバル事務局会 (9日) サポートネット総会 (30日)
7	ESスポーツ (2日・9日・16日・23日) 計算教室 (12日) 国語教室 (6日・13日) 英語で遊ぼう (16日) 体験学習会 (23日・26日) 出張講座 (27日) わくわくお泊り体験会 (29日・30日)	教育相談 (7日・21日) 館内会議 (14日) 六者会議 (14日) 相談事業 (8日・9日・12日)
8	ESスポーツ (6日・20日) 出張講座 (2日・4日・5日・12日・18日・30日) 体験学習会 (3日・10日・23日) 中学生クラブ (25日・26日・27日)	教育相談 (4日・18日) 相談事業 (16日・24日) 三館会議 (24日)
9	ESスポーツ (10日・17日) 計算教室 (6日・13日・27日) 国語教室 (7日・14日・28日) 英語で遊ぼう (17日)	相談事業 (1日) 教育相談 (1日・15日) 館内会議 (13日・27日) 六者会議 (27日)
10	ESスポーツ (1日・8日・15日・22日) 計算教室 (4日・18日・25日) 国語教室 (5日・19日・26日) 英語で遊ぼう (15日) おやつ作り (22日)	教育相談 (6日・20日) 相談事業 (6日・15日) 親子遠足 (9日) 館内会議 (13日・27日) 六者会議 (27日)
11	ESスポーツ (5日・19日) 計算教室 (8日・15日・29日) 国語教室 (9日・16日・30日) 英語で遊ぼう (19日)	教育相談 (17日) 相談事業 (8日・10日) 三館会議 (15日) 館内会議 (10日・24日) 六者会議 (24日)

12	ESスポーツ (10日・17日・24日) 計算教室 (6日・13日・20日) 国語教室 (7日・14日・21日) 英語で遊ぼう (17日) クリスマス会 (24日)	教育相談 (1日・15日) 相談事業 (1日) 館内会議 (15日) 六者会議 (15日)
1	出張講座 (6日) ESスポーツ (7日・14日・21日・28日) 計算教室 (17日・24日・31日) 国語教室 (18日) 英語で遊ぼう (21日)	教育相談 (5日・19日) 相談事業 (6日・17日・18日) 館内会議 (26日) 六者会議 (26日)
2	ESスポーツ (4日・11日・18日) 工作教室 (4日) 計算教室 (7日・14日・21日・28日) 国語教室 (1日・8日・15日・22日) 英語で遊ぼう (18日) おやつ作り (18日)	教育相談 (3日・17日) 学力を考える会 (16日) 館内会議 (16日) 六者会議 (16日)
3	ESスポーツ (25日) 計算教室 (7日・14日) 国語教室 (1日・8日・15日) おやつ作り (11日) 英語で遊ぼう (18日)	教育相談 (2日・16日) 相談事業 (17日・22日) 館内会議 (16日) 六者会議 (16日) 人権啓発DVD上映 (11日・28日・29日) 三館会議 (16日)

定例 教室	*計算教室 (毎週火曜日)
	*国語教室 (毎週水曜日)
	*英語で遊ぼう (毎月第3土曜日)
	*ESスポーツクラブバスケット (毎週土曜日)

各種教室・会議等実施状況

令和4年度

各種教室・会議等	日 程	実施回数	参加人数
計算教室	毎週火曜日 午後3時30分～5時	30	486
国語教室	毎週水曜日 午後3時30分～5時	29	298
英語で遊ぼう	毎月第3土曜日 午後2時～3時	10	90
おやつ作り	随時	4	43
中学生クラブ	随時	4	26
工作教室	随時	1	2
教育相談(相談業務)	毎月第1・3木曜日 午後3時30分～4時30分	19	21
館内会議	毎月第2・4木曜日 午前10時～	16	61
六者会議	毎月第4木曜日 午前10時～	8	61
ESスポーツバスケット	毎週土曜日 午前9時～11時	39	1219
出張講座	長期休命中	8	222
三館会議	随時	5	10
三役会議	随時	2	5
外国文化にふれよう	随時	0	0
合計		175	2544

末広児童館自由来館・貸館利用状況

令和4年度

月	児童館利用人数	貸館利用人数	合 計	開館日数
4	497	40	537	21
5	457	115	572	18
6	641	16	657	22
7	525	0	525	21
8	488	0	488	21
9	364	13	377	20
10	464	0	464	20
11	411	0	411	20
12	458	57	515	20
1	386	0	386	19
2	391	0	391	18
3	303	0	303	22
計	5385	241	5626	242

令和3年度

計 5421人

親子の部屋利用状況

令和4年度

月	利用者数	開館日数
4	23	21
5	16	18
6	32	22
7	8	21
8	41	21
9	15	20
10	28	20
11	20	20
12	37	20
1	14	19
2	4	18
3	20	22
計	258	242

令和3年度

計 249人

活動と成果と課題

末広児童館では、学校・家庭・地域社会と連携を図り、地域における子どもの安全確保と健全育成の場として子どもの居場所づくりに努めました。

各種活動や遊びを通して、健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、「子どもを育成する活動」「子育て家庭を支援する活動」「地域活動を推進する活動」「人権教育総合推進事業」の4つの活動を柱に、活動を展開しました。

【子どもを育成する活動】

遊びを通して、子ども達が、興味・関心を抱くような内容の定例事業や行事を主に放課後や土曜日に行い、子どもを健全に育成する活動を推進しました。

内容は、「計算教室」「国語教室」「英語で遊ぼう」の通年の定例事業に加え、「野外体験学習」や「おやつ作り」等を実施しました。

【子育て家庭を支援する活動】

平成28年6月より、乳幼児と保護者の交流の場として「親子の部屋」を設けており、児童館だよりやホームページ等により広報し、昨年より少しながら利用者が増加しています。また、月2回、教育相談の日を位置付け、各学校や関係機関と連携を密にし、相談事業の充実に努めました。

【地域活動を推進する活動】

小・中学校や保育所、地域の各種団体及び地域の行政機関と連携し、地域ぐるみで「子育て・子育て」に取り組みました。

また、校内バスピン大会や、ふれあいバスピン大会にも協力することが出来ました。

リーダー育成の取り組みとして、中学生クラブの活動等を進めており、少しずつではありますが、自主的な学習や活動が出来るようになってきています。

【人権教育総合推進事業】

県の「人権教育総合推進事業」の指定を受け、「子どもサポートネットみらい」として小・中学校や保育所、地域の各種団体と連携し、第二小学校区全体を視野に入れながら、子どもの学力向上、基本的な生活習慣の確立、地域での子育てを支援する活動を進めました。また、10月の親子体験バスツアー（親子デイキャンプ）を実施することができ、親子でカレーを作ったり、ドッジボール等をして親子で楽しく1日を過ごすことが出来ました。

【まとめとして】

児童館がもつ児童の健全育成の機能を十分に生かした取り組みを進めることが大切であり、子ども自身への支援はもちろんのこと、子どもを持つ親への子育て支援を充実していく必要があります。

また、地域全体で子育て・子育てを支援する取り組みが重要であり、児童館が中心的な役割を果たしながら、各関係機関と連携の中で今後もより進めることが大切だと考えます。

児童館がこれまで、子どもたちが抱える教育的課題に取り組み、その解決に大きな成果をあげてきました。今日まで積み上げられた活動の成果の上に立ち、今後も課題解決に取り組み、その活動を全体的に広げ、児童健全育成の情報発信や事業展開を推進してまいりたいと思います

令和5年度 末広児童館活動方針（案）

I. 活動方針

学校・家庭・地域社会と連携を図り、地域における子どもの安全確保と健全育成の場所として子どもの居場所づくりに努める。

各種活動や遊びを通して、健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、次の事を推進する。

【1】子どもを育成する活動

「遊び」を通して、子どもの健全に育成する活動を推進する

そのため、自由に来館して過ごすことができる子どもの居場所であるとともに放課後や休日に定例活動や行事「野外、スポーツ、文化、学習、奉仕、サークル活動等」を立案し実施する。

【2】子育て家庭を支援する活動

子育て講座等を実施し、家庭教育充実に向けての取り組みを進める。また、子育ての中で、悩みや孤立感を感じる保護者に対して、教育相談を行い、児童相談所、教育研究所、家庭教育相談室等の専門機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行う。

【3】地域活動を推進する活動

学校、隣保館及び地域の各種団体と連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てる活動を進めるとともに、児童館ら高齢者まで地域住民が交流できる活動に取り組む。また、子どもクラブ等の活動を支援し、リーダーの育成に取り組む。

【4】人権教育の推進

人権問題に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めるための啓発事業を実施する。

また、小・中学校や幼稚園、保育所、地域の各種団体と連携し、進路の保障を支援するための取り組みをより進める。

II. 活動内容

【1】子どもを育成する活動

- ・野外活動 キャンプ・わくわくお泊り体験会・野外体験
 福祉学習体験・体験学習会
- ・スポーツ活動 バスケットボール・卓球・スポーツ遊び
- ・文化活動 おやつ作り・工作教室・なんぶフェスティバル・英語で遊ぼう
 七夕の集い・クリスマス会・外国文化にふれよう・親子体験バスツアー
- ・学習活動 計算教室・国語教室・自主学习
- ・サークル活動 中学生クラブ

【2】子育て家庭を支援する活動

- ・教育相談
- ・家庭訪問
- ・親子の部屋
- ・保護者との話し合い

【3】地域活動を推進する活動

- ・子どもサポートネットみらいの活動の推進
- ・夏の子どもを守る運動の推進
- ・なんぶフェスティバルへの参加
- ・子どもクラブ等の支援
- ・リーダー育成
- ・生涯学習課等関係機関との連携・協力体制の構築

【4】人権教育の推進

- ・新赴任者研修会
- ・基礎的生活習慣の確立（あいさつ励行、正しい言葉使いの指導等）
- ・人権意識の高揚（障がい者、高齢者との交流等）
- ・進路指導

【5】指導体制の充実

- ・児童厚生員研修への参加する等、職員資質の向上に努める。

【6】情報発信

- ・児童館だよりの発刊
- ・田辺市ホームページへの掲載
- ・各種案内の発行

Ⅲ、年間継続事業

年間継続事業	実施要領
計算教室	毎週火曜日 午後3時30分～5時
国語教室	毎週水曜日 午後3時30分～5時
英語で遊ぼう	毎月第3土曜日 午後2時～3時
おやつ作り	随時
工作教室	随時
外国文化にふれよう	年1・2回
ESバスケット	毎週土曜日 午前9時～11時
中学生クラブ	随時
体験学習会	年2回
館内会議	毎月第2・4木曜日 午前10時～
六者会議	毎月第4木曜日 午前10時～
教育相談日	毎月第1・3木曜日 午後3時30分～4時30分
親子の部屋	毎週火曜日～土曜日 午前8時40分～午後4時50分
出張講座	長期休み中

Ⅳ、季節行事

月	行事内容
4	各教室の受付
5	おやつ作り
6	工作教室
7	七夕の飾付け
	海上保安部体験学習
	体験学習会
	わくわくお泊り体験会
8	子ども出前教室
	体験学習会
	中学生クラブキャンプ
	梅ジュース作り
9	外国文化にふれよう
10	親子体験バスツアー
	工作教室
11	なんぶフェスティバル
12	おやつ作り
	クリスマス会
1	おやつ作り
2	外国文化にふれよう
3	体験学習会

田辺市児童館条例施行規則

平成17年5月1日教育委員会規則第28号
改正

平成18年12月28日教委規則第9号

平成19年7月12日教委規則第11号

平成21年11月13日教委規則第9号

令和2年12月28日教委規則第10号

田辺市児童館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市児童館条例（平成17年田辺市条例第193号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 児童館は条例第3条第5号に規定する事業として、教育集会所に関する事業を行う。

(休館日)

第3条 児童館の休館日は、次の通りとする。ただし、教育委員会において必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 日曜日及び月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項第2号に掲げる日が月曜日に当たるときは、その翌日も休館日とする。

(開館時間)

第4条 児童館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(行為の禁止等)

第5条 児童館及びその構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をすること。

(2) 騒じょう又は示威にわたる行為をすること。

(3) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類、爆発物その他の危険物又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑になる動物（身体障がい者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障がい者補助犬を除く。）若しくは物品を携行すること。

(4) 児童館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損すること。

(5) 許可なく所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。

(6) 許可なく所定の場所以外へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。

(7) 許可なく物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をし、又は寄付金品等の募集をすること。

(8) 許可なく広告物を掲示し、又は配布すること。

(9) 政治的または宗教的活動に利用すること

(10) 児童館の用途を阻害し、又は業務の執行を妨げる行為をすること。

2 教育委員会は、前項各号の掲げる行為をし、又はするおそれのある者に対しては、児童館又はその構内への立入りを拒み、又はこれらからの退去を命ずることができる。

(遵守事項)

第6条 条例第5条第1項の規定により児童館の利用の許可を受けた者は、前条第1項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく、利用する施設を模様替えし、又はこれに設備を付加しないこと。
- (2) 許可なく壁、柱等に張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 児童館の利用が終わったときは、速やかに、これを現状に回復した後、児童館の職員に届けること。
- (4) 児童館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、直ちに児童館の職員に届け出て、その指示を受けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理及び運営上必要な指示に従うこと。

(運営協力委員会)」

第7条 児童館の円滑な運営を図り、児童館の運営に関する必要な意見を述べるため、各児童館に児童館運営協力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の庶務は、各児童館において処理する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(職員)

第8条 児童館に館長その他必要な職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 職員は、館長の命を受けて館務を処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。
- 2 この規則はの施行の日の前日までに、合併前の田辺市児童館管理及び運営規則（昭和52年田辺市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月28日教委規則第9号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年7月12日教委規則第11号）

この規則は、公布から施行する。

附 則（平成21年11月13日教委規則第9号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附則（令和2年12月28日教委規則第10号）

この規則は、公布から施行する。